



洪水ハザードマップ

邑智田

洪水時の浸水深の危険ランクは5段階で表示されています。下の表であなたの家のまわりがどのくらい浸水するのか知っておきましょう。

浸水深	水深の目安
50cm以下	50cm以下

5.0m 以上	下地以上
5.0m	2階までつかる程度
2.0m	1階の軒下までつかる程度
1.0m	大人の胸までつかる程度（床に浸水）
50cm	大人のひざまでつかる程度（床に浸水）



—凡—例—

想定される水深

	: 5.0m以上
	: 2.0m～5.0m
	: 1.0m～2.0m
	: 0.5m～1.0m
	: 0.5m未満

- : 避難場所
- ▲ : 一時避難場所
- : 水防関係機関
- : 老人福祉施設
- △ : 土石流危険区域
- ⚠ : 道路冠水注意箇所

：道路冠水注意箇所

○：昭和47年浸水区域 ↖：避難方向

一雨の強さの目安

- 1  普通の雨（1時間5～10mm）
道路に水たまりがびっぴりできる程度。雨の音もあまり気にならないくらいです。
 - 2  強い雨（1時間10～20mm）
道端に水たまりがびっぴりできる。雨の音がきこえる。傘をささないと濡れる。長時間歩くと水たまりが、長く歩く時は警戒が必要である。
 - 3  強い雨（1時間20～30mm）
水たまりの音もきこえる。傘をささないと濡れる。長時間歩くと、水たまりの音もきこえる。警戒が必要である。
 - 4  非常に強い雨（1時間30～50mm）
パツパツびっぴり濡れそうなる。道路、山道に水たまりがびっぴり発生し、歩行が困難になる。
 - 5  猛烈な雨（1時間50mm以上）
水たまりの音もきこえる。歩行が困難になる。道路、山道に水たまりがびっぴり発生し、歩行が困難になる。

避難場所

緊急時の連絡等のため、下記の避難場所に避難してください。
(避難が遅れた場合などに備えて、その他の近くの避難場所も確認しておきましょう。)

避難経路の記入

自分の避難場所が確認できたら、そこまでの経路を記入してみてください。
このとき、浸水深の深いところや低地で浸水しやすい所はさけて、大きな道を通る

江の川を渡って避難する場合は、特に早めの避難を心がけましょう。

● 避難場所

港	地頭所集会所 地頭所第2集会所	栗淵	吾郷小学校
乙原	乙原保育所 吾郷小学校	吾郷	邑智町川本町斎場 鏡江苑 奥山集会所
栗原	吾郷小学校（対岸）		

水防関係機関・ライフライン施設

● 水防関係機関		電話番号	● ライフライン		電話番号
防災関係	邑智消防署	75-1211	電気・ガス・水道	邑智電力(有)	(0855) 75-1205
	君谷支所	77-0201		高橋電力(有) (毎)	75-1050
	国土交通省 (0855)			妙井電力(有)	75-0820
	日本出張所	72-0431		山崎電気(有) (邑智営業所)	75-1011
	川本警察署			(有) 福田電気水道	75-1032
病院	番越駐在所	75-1195	水	(有) 森田電気	75-0066
	湖池駐在所	75-0004		奥津建設(有)	75-1682
	倉谷駐在所	77-0123		神峰建設(有)	75-1275
	穴谷駐在所	76-0217		上田土木(有)	75-1122
	新島駐在所	75-0101		高橋土木(有)	75-0120
病院	江津市立病院 邑智出張所	75-0119	電気	邑智電力(有) 電気設備科	75-1011
	波多野診療所	75-1232		アグロ建設	75-0567
	森コリニック	75-1661		大川建設(株)	75-1650
	大田市立病院 (0854)			大川建設工務店	75-0005
	大田市立病院	82-0330		建設工務店	76-0076
				建設工務店	75-1774
				山崎建設(株)	75-1011

栗原地区

築瀨地区

—避難時の心得



避難所までの経路（避難路）は、あらかじめ自分たちで決めておき安全に通行できるかを確認しておきましょう。



避難する際の荷物は、普段から準備しましょう。



テレビ、ラジオ、インターネット等により、最新の気象情報、洪水情報を入手しましょう。



町役場からの指示に従い、避難が起
こる前からの避難をお願いします。



お年寄りや子供は、早めに避難しましょう。



避難する際の荷物は最小限にし、
2人以上での避難を心がけましょう。

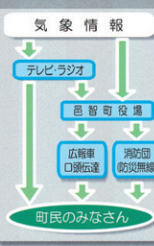


徒歩での避難を心がけましょう。



指定された避難場所への移動が困難になったときには、近くの堅牢な高い建物に緊急避難をしましょう。

情報の伝達経路



わが家の防災メモ

[illegible]

この地図は島根県が作成した森林基本図1:5,000を原図とし、島根県知事の承認を得て使用したものである。
(承認番号平成15年3月17日付け 指令林管第3号の5)